

～京都式「ふるまいの教育」の進め方～ 「法やルールに関する教育」ハンドブックを作成しました。

平成27年4月8日
学校教育課

府教育委員会では、「京都府教育振興プラン」及び「京都府いじめ防止基本方針」を踏まえて、「心の教育」で醸成した「意識」を「行動」に移せる子どもの育成が必要であると考え、「法やルールに関する教育」を「行動（ふるまい）の教育」として推進することとしました。

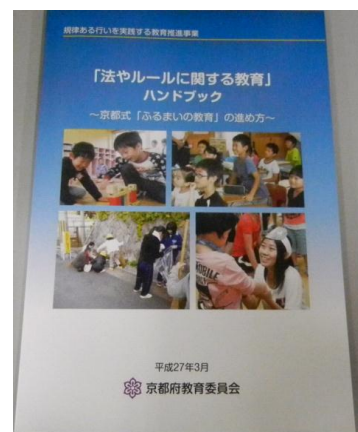
府教育委員会の「法やルールに関する教育」は、単に法的なものの見方や考え方だけを学ぶということだけではなく、身近なルールやきまりがなぜ存在するのかといった意義やそれを守ることがどうして重要なのかについて学び、様々な見方で物事を考え、話し合う中で、結論を出すという過程を体験させていきます。

そのことを通して、子どもたちに、自分、身近な人々、集団、社会といった視点から、それぞれを守るためにルールやきまり、法があることに気付かせ、人や社会と共生できる行動へとつなげようというものです。

【 内 容 】

- 1章 京都府が目指す「法やルールに関する教育」
- 2章 「法やルールに関する教育」の進め方
- 3章 活用実践例～幼・小・中・高の接続を目指して～
指導案集

例) 「ごみ収集場所はどこがいい？」
「友達とのけんかを解決しよう」
「部活動のグラウンド割当について考えよう」



【 法やルールに関する教育の特徴 】

- 発達の段階に応じて法やルールを学ぶ
発達の段階に応じてルールやきまり、法を学ぶことを通して身に付けた知識や意識を行動に変容させていく。
- 全ての教育活動を通して実施
全ての教育活動において、人や社会とつながるため、「協力」「公平・公正」の2つの指導項目から子どもの知的理解、こころ(意識)、行動(ふるまい)につなげる教育を目指す。
- 体験的な学びを体系的に実施
規範意識やコミュニケーション能力等を高めることとなり、いじめや問題行動の未然防止につながる学習プログラムとしても活用できる。

【作成部数】 3,000部

【配布先】 ・府内全幼稚園、小・中学校及び府立学校（京都市を除く）
・府内市町（組合）教育委員会等

担当 学校教育課長 沖田悟傳 075-414-5831